

(目的)

第1条 この要綱は、協同組合金沢問屋センター（以下、当組合と表す）のホームページを広告媒体として活用し、有償で広告を掲載することに関し、必要な事項を定めることにより、地域経済の活性化及び金沢流通会館の利便性向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 : 当組合の資産のうち広告掲載が可能と当組合が認めるものをいう。
- (2) 広告掲載 : 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 広告主等 : 広告掲載を申し込む企業及び団体のことをいう。

(広告主の基準)

第3条 次の各号に掲げる者の広告は、広告枠に掲載しない

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 非科学的なもの又は迷信に類するもの
- (7) 社会的な問題についての主義主張にあたるもの
- (8) 個人の氏名を広告するもの
- (9) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (10) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると当組合が判断したもの

2 広告媒体への広告の掲載に係る業種および事業者その他の広告の掲載に関する基準は、当組合が別に定める。

(広告媒体の選定)

第4条 広告を掲載する広告媒体の規格及び掲載位置は、その広告媒体を所管する当組合担当委員会が株式会社リンクージュとで協議して選定するものとする。

(広告募集方法等)

第5条 広告募集方法及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、当組合が別途定める。

(広告主等の申込)

第6条 前条の規定により広告を掲載しようとする広告主等は、当該広告媒体等ごとに定める広告掲載申込書を株式会社リンクージュに提出しなければならない。

- 2 広告原稿の作成費用等は、広告主の負担とする。
- 3 当組合は株式会社リンクージュから広告掲載申込書を受け取り、広告審査を行う。

(広告掲載の決定等)

第7条 当組合は、前条の規定により広告掲載の申込があった広告主等に対して広告掲載の可否について決定し、通知するものとする。

- 2 決定通知については、株式会社リンクージュもしくは、当組合が行う。

(広告掲載の取り消し)

第8条 当組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主等への報告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載と取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料金の納入がないとき
- (2) 指定する期日までに広告の提出がないとき。
- (3) その他特に広告の掲載が適当でないとき

2 当組合は、前項の規定により広告を取り消したときは、広告主等に対し、その賠償の責めを負わない。この場合において、納入済の広告掲載料金は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第9条 広告主等は自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主等は書面により株式会社リンクージュに申し出なければならない。

3 広告掲載取り下げの申し出を受理した当月の広告掲載料金は返還しない。

(広告掲載料金の還付)

第10条 広告主等の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納入済の広告掲載料金の全部又は一部を当該広告主等に返還することができる。

2 広告掲載料月に月額を定める場合の前項の規定により返還する広告掲載料金は、掲載を取り消した月以降の期間に係る広告掲載料金とする。

3 還付する広告掲載料金には利子を付さない。

(広告主等の責務)

第11条 広告主等は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主等は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、当組合に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決することとする。

(金沢問屋センター広告掲載審査会)

第12条 広告の掲載について必要な事項を審査するため、金沢問屋センター広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の任務)

第13条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 広告媒体の選定に関する事項
- (2) 広告主等の選定に関する事項
- (3) 広告の内容に関する事項

(組織)

第14条 審査会は、当組合の担当委員会が担当する。

2 会長は、担当委員長をもって充てる。

3 審査員は、担当委員および事務局職員をもって充てる。

(会議)

第15条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 審査会決議の上で、審査会権限の一部を特定の審査員に委託することができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、当組合が別に定める。